

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

時間外及び休日労働協定点検指導員の配置
に関して留意すべき事項について

時間外及び休日労働協定点検指導員の配置については、平成19年4月1日付け地発第0423001号、基発第0423008号「時間外及び休日労働協定点検指導員の配置について」により指示されたところであるが、その運用に当たっては、時間外及び休日労働協定点検指導員（以下「指導員」という。）の職務が円滑に行われ、かつ、実効あるものとなるよう、職務の遂行に必要な関係資料の提供や署内研修の実施等を行うとともに、下記に留意の上、その運用に当たって遺漏なきを期されたい。

記

1 配置等

指導員の配置等については、別添のとおりとする。

2 勤務実績

指導員の勤務実績については、指導員に「時間外及び休日労働協定点検指導員職務準則」別紙様式1及び2を作成させ、労働基準監督署長（以下「署長」という。）に報告させること。

なお、指導員の年間の勤務実績については「時間外及び休日労働協定点検指導員勤務状況報告」（別紙1）を用いるなどにより、都道府県労働局において的確に把握すること。

3 相談表

「時間外及び休日労働協定等の届出に関する相談表」（別紙2）を作成したので、活用すること。

4 その他

指導員には、時間外及び休日労働協定点検指導員規程及び時間外及び休日労働協定点検指導員執務準則を配付すること。

また、指導員が配置された労働基準監督署の署長等管理者は、指導員が行う時間外及び休日労働協定が労働基準法第36条第1項に基づく届出であることを十分考慮し、指導員に対する指示等の業務上の管理を怠らないこと。

時間外及び休日労働協定点検指導員勤務報告書

(年 月分)

- 1 勤務日数 _____ 日
- 2 届出内容点検件数 _____ 件
- 3 届出に関する助言・指導件数 _____ 件

時間外及び休日労働協定点検指導員
氏 名 _____ 印

※ 当月分の時間外及び休日労働協定点検指導員勤務報告を添付すること。

労働局
署

時間外及び休日労働協定点検指導員勤務状況報告（ 年度分）

- 1 時間外及び休日労働協定点検指導員氏名 _____
- 2 勤務日数 _____ 日
- 3 届出内容点検件数 _____ 件
- 4 届出に関する助言・指導件数 _____ 件

※複数の時間外及び休日労働協定点検指導員が配置されている場合は、指導員ごとに記載すること。

署 長		次 長		方面主任(課長)		供 覧	
--------	--	--------	--	----------	--	--------	--

時間外及び休日労働協定に関する相談表

(番号)

時間外及び休日労働協定点検指導員氏名	相談年月日 年 月 日
相談方法 1. 来署 2. 電話	
事業場名	
担当者職氏名	
電話番号 TEL - - - FAX - - -	
相談内容	
特記事項	
[署長意見欄]	

北海道労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
札幌中央	1	15日/月
札幌東	1	8日/月
旭川	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

青森労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
青森	1	8日/月
八戸	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

岩手労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
盛岡	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

宮城労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
仙台	1	15日/月
	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

秋田労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
秋田	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

山形労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
山形	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

福島労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
福島	1	8日/月
郡山	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

茨城労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
水戸	1	8日/月
土浦	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

栃木労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
宇都宮	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

群馬労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
高崎	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

埼玉労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
さいたま	1	15日/月
	1	8日/月
春日部	1	8日/月
川口	1	8日/月
川越	2	8日/月
所沢	1	8日/月
熊谷	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

千葉労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
千葉	1	15日/月
船橋	1	8日/月
柏	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

東京労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
中央	3	15日/月
新宿	2	15日/月
大田	1	8日/月
池袋	1	15日/月
三田	2	15日/月
向島	1	8日/月
亀戸	1	8日/月
足立	1	8日/月
渋谷	2	15日/月
品川	1	15日/月
上野	1	8日/月
立川	1	15日/月
	1	8日/月
八王子	1	8日/月
江戸川	1	8日/月
三鷹	1	8日/月

注1: 支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2: 単 価 日額8,730円

注3: 任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4: 当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

神奈川県労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
横浜南	2	8日/月
横浜北	1	15日/月
川崎南	1	8日/月
川崎北	1	8日/月
厚木	1	8日/月
横浜西	1	8日/月
藤沢	1	8日/月
相模原	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

新潟労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
新潟	1	15日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

富山労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
富山	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

石川労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
金沢	1	15日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

福井労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
福井	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

山梨労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
甲府	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

長野労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
長野	1	8日/月
松本	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

岐阜労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
岐阜	1	8日/月
大垣	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

静岡労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
浜松	1	8日/月
静岡	1	8日/月
沼津	1	8日/月
島田	1	8日/月
磐田	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

愛知労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
名古屋北	1	15日/月
名古屋南	1	8日/月
名古屋東	1	15日/月
豊橋	1	8日/月
名古屋西	1	15日/月
半田	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

三重労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
四日市	1	8日/月
津	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

滋賀労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
大津	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

京都労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
京都上	1	8日/月
京都下	1	8日/月
京都南	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

大阪労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
大阪中央	2	15日/月
大阪西	1	8日/月
大阪南	1	8日/月
天満	1	15日/月
東大阪	1	8日/月
淀川	1	15日/月
堺	1	8日/月
北大阪	1	8日/月
茨木	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

兵庫労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
神戸東	1	8日/月
神戸西	1	8日/月
姫路	1	8日/月
尼崎	1	8日/月
西宮	1	8日/月
加古川	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

奈良労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
奈良	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

和歌山労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
和歌山	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

鳥取労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
鳥取	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

島根労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
松江	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

岡山労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
岡山	1	15日/月
倉敷	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

広島労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
広島中央	1	15日/月
	1	8日/月
福山	1	8日/月

注1: 支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項) 社会復帰促進等事業費 (目) 諸謝金

注2: 単 価 日額8,730円

注3: 任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4: 当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

山口労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
山口	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

徳島労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
徳島	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

香川労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
高松	1	15日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

愛媛労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
松山	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

高知労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
高知	1	8日/月

注1: 支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項) 社会復帰促進等事業費 (目) 諸謝金

注2: 単 価 日額8,730円

注3: 任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4: 当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

福岡労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
福岡中央	1	15日/月
	1	8日/月
北九州西	1	8日/月
福岡東	1	8日/月
北九州東	1	8日/月
久留米	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

佐賀労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
佐賀	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

長崎労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
長崎	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

熊本労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
熊本	1	15日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

大分労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
大分	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

宮崎労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
宮崎	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

鹿児島労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
鹿児島	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。

沖縄労働局分

「時間外及び休日労働点検指導員」の配置等について

配置署	配置人数	勤務日数
那覇	1	8日/月

注1:支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金

注2:単 価 日額8,730円

注3:任 期 単年度任期(の配置等は、毎年度見直し。)

注4:当該指導員に係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。